

○教育・学生支援組織に関する規程

〔 令和2年1月23日 〕
〔 法人規程第8号 〕

教育・学生支援組織に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 総合智教育推進委員会（第2条―第9条）
 - 第3章 全学教育課程委員会（第10条―第16条）
 - 第4章 その他の支援組織（第17条―第24条）
 - 第5章 雑則（第25条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第3項、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号）第14条第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号）第27条の2第2項の規定に基づき、筑波大学の教育及び学生を支援する組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 総合智教育推進委員会

（総合智教育推進委員会の設置）

第2条 本部に、総合智教育の推進に関する事項を審議させるため、総合智教育推進委員会を置く。

（任務）

第3条 総合智教育推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合智教育に係る基本方針の企画立案及びその推進に関すること。
- (2) 学群共通科目等の企画、充実及び編成並びに固定時間割の作成に関すること。
- (3) 大学院共通科目の企画、充実及び編成に関すること。
- (4) その他教育課程の編成に関し、教育を担当する副学長（以下「教育担当副学長」という。）が必要と認める事項

（組織）

第4条 総合智教育推進委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当副学長が指名する副学長補佐 1人
- (2) 学群長又は当該学群長が推薦する者 各1人（ただし、理工学群にあつては2人）
- (3) 学術院長が推薦する者 各1人
- (4) グローバル教育院の教育院長が推薦する者 2人以内
- (5) グローバル教師力開発推進室の室長が推薦する者 1人
- (6) 博物館に関する科目を担当する大学教員の互選により選出される者 1人
- (7) 憲法に関する科目を担当する大学教員の互選により選出される者 1人
- (8) その他教育担当副学長が必要と認める者 若干人

（委員長等）

第5条 総合智教育推進委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、総合智教育推進委員会を主宰する。
- 3 総合智教育推進委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（任期）

第6条 第4条第1号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 第4条第2号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育担当副学長が特に必要と認める場合は、任期を2年以内の期間とすることができる。
- 4 前項及び第2項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項の委員は、再任されることができる。

（部会）

第7条 総合智教育推進委員会に、次に掲げる部会を置く。

- (1) 学群共通科目部会
- (2) 大学院共通科目部会
- 2 学群共通科目部会は、第3条第2号に掲げる事項を調査審議する。
- 3 大学院共通科目部会は、第3条第3号に掲げる事項を調査審議する。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

（専門部会）

第8条 学群共通科目部会及び大学院共通科目部会に、当該各部会が実施する業務に関する専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 総合智教育推進委員会の事務は、教育推進部教育推進課において処理する。

第3章 全学教育課程委員会

(全学教育課程委員会の設置)

第10条 本部に、教育課程の編成に関する事項を審議させるため、全学教育課程委員会を置く。

(任務)

第11条 全学教育課程委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学群及びグローバル教育院に置く学位プログラム（学士課程の学位プログラムに限る。）（以下「学群等」という。）が定める履修方法及び卒業要件の相互点検に関すること。
- (2) 学群等が定める学位授与の方針と教育課程の間の整合性に係る相互点検に関すること。
- (3) 教育課程の編成に係る学群等間の調整及び関係組織との調整に関すること。
- (4) 専門導入科目等の編成、時間割の調整及び重点科目等の運営に関すること。
- (5) その他教育担当副学長が必要と認める事項

(組織)

第12条 全学教育課程委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育担当副学長が指名する副学長補佐 1人
- (2) 学類、体育専門学群及び芸術専門学群から選出される大学教員 各1人
- (3) グローバル教育院の教育院長が推薦する者 1人
- (4) グローバル教師力開発推進室の室長が推薦する者 1人
- (5) その他教育担当副学長が必要と認める者 若干人

(委員長等)

第13条 全学教育課程委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、全学教育課程委員会を主宰する。
- 3 全学教育課程委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第14条 第12条第1号の委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 第12条第2号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育担当副学長が特に必要と認める場合は、任期を2年以内の

期間とすることができる。

4 前項及び第2項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項の委員は、再任されることができる。

(部会)

第15条 全学教育課程委員会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第16条 全学教育課程委員会の事務は、教育推進部教育推進課において処理する。

第4章 その他の支援組織

(支援組織の設置)

第17条 本部に、効果的な修学及び学生生活の支援に関し、総括し、企画立案を行わせるため、学生生活支援室を置く。

2 前項の支援組織は、学生生活を担当する副学長が業務を統括する。

(学生生活支援室)

第18条 学生生活支援室は、学生生活について、全学的な視野の下に指導・助言並びに支援の基本方針に関する企画立案及びその実施の総括を行う。

第19条 学生生活支援室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 副学長補佐（大学教員である副学長補佐であって、学生生活に関する業務を担当する者）
- (2) 学群から選出される大学教員 各1人
- (3) 研究群（ビジネス科学研究群を除く。）から選出される大学教員 各1人
- (4) 第23条第1項に規定する学生相談室から選出される大学教員 1人
- (5) 学生部学生生活課長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

(室長等)

第20条 学生生活支援室に室長を置き、前条第1号の室員をもって充てる。

2 学生生活支援室に副室長及び次長を置き、副室長は、前条第2号から第4号までの室員のうちから学生生活を担当する副学長が指名し、次長は、学生部学生生活課長をもって充てる。

(室員の任期)

第21条 第19条第2号から第4号まで及び第6号の室員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(専門委員)

第22条 学生生活支援室に、必要がある場合は、学生生活を担当する副学長が指名する専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、その任務が終了したときに退任するものとする。

(学生相談室)

第23条 学生生活支援室に、学生の修学、対人関係、その他生活上の諸問題及び進路指導における適性に関する相談に応じるため、学生相談室を置く。

- 2 学生相談室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第24条 学生生活支援室の事務は、学生部学生生活課において処理する。

第5章 雑則

(雑則)

第25条 この法人規程に定めるもののほか、筑波大学の教育及び学生を支援する組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。
(筑波大学全学学群教育課程委員会についての廃止)
- 2 筑波大学全学学群教育課程委員会について(平成19年3月26日学長決定)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この法人規程の施行後最初に選出される第19条第3号の室員(システム情報工学研究群から選出される室員を除く。)の任期については、第21条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。